

平成 29 年度さいたま市公債管理特別会計予算

平成 29 年度さいたま市公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 86,107,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

平成 29 年 2 月 7 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

第 1 表 歳入歳出予算
歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		33,833
	1 財産運用収入	33,833
2 繰入金		80,273,167
	1 他会計繰入金	75,741,435
	2 基金繰入金	4,531,732
3 市債		5,800,000
	1 市債	5,800,000
歳入合計		86,107,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 公債費		86,107,000
	1 公債費	86,107,000
歳 出	合 計	86,107,000

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	5,800,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 年度における利 率とする。)	政府資金についてはその 融資条件により、銀行そ 他の場合にはその債権 者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 間を短縮し、又は繰上償 還若しくは低利に借換え することができる。